

市政記者クラブ 様

令和 7 年 6 月 30 日
総務局職員部人事課 担当 平松（972-2121） 南区総務課 担当 森田（823-9310）

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時 32 分頃、港区の店舗の駐輪場においてヘルメット 1 個（時価約 1,000 円相当）を窃取し、同月 27 日（日）午後 0 時 42 分頃、同所においてヘルメット 1 個（時価約 5,000 円相当）を窃取したとして起訴されたもの。 被処分者は、同所において、上記 2 個のほかに 2 個のヘルメットを窃取したことを認めている。
被処分者の所属・補職・処分内容	南区会計年度時給制通達員 大谷 裕正（男性・58 歳） 停職 4 月
処分年月日	令和 7 年 6 月 30 日（月）